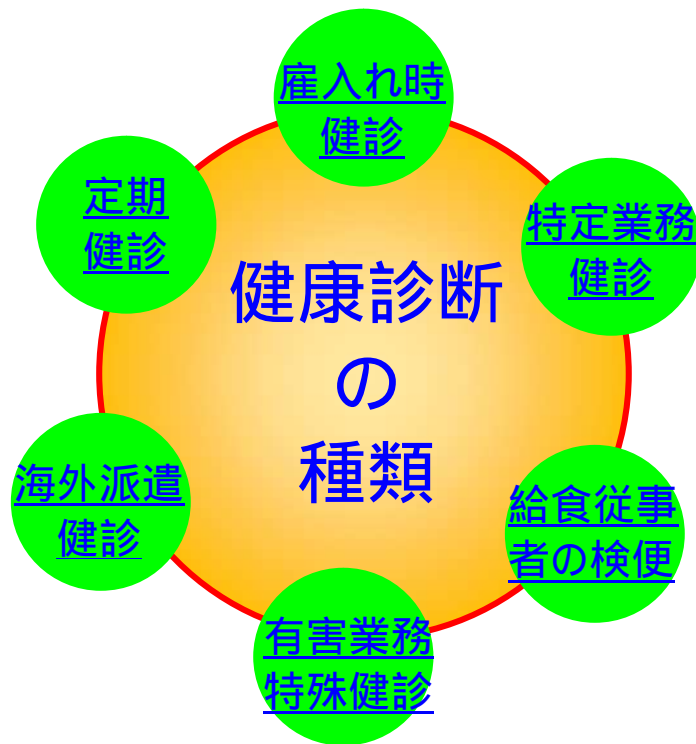


健康診断による

健康管理を進めよう



健康診断にかかる
個人情報^の取扱い

健康診断における
有所見率の改善



近年、健康診断において、脳・心臓疾患に関連する所見をはじめ、何らかの所見を有する労働者が半数を占め、年々増加する傾向にあり、労働者の健康確保は大きな課題となっています。

労働者が健康で働き続けることができるためには、事業者が労働者の健康状態を的確に把握し、適切な健康管理を行うことが不可欠です。そのためには、労働者に対し、健康診断を実施し、その結果に基づく事後措置を行うことが重要です。



東京労働局 労働基準部

健康診断の種類

雇入れ時の健康診断

常時使用する労働者を雇い入れる時、当該労働者に対し実施します。

適正配置、入職後の健康管理の基礎資料に資するための健康診断です。

健康診断項目

<ol style="list-style-type: none"> 1. 既往歴及び業務歴の調査 2. 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3. 身長、体重、腹囲、視力及び聴力¹の検査 4. 胸部エックス線検査 5. 血圧の測定 6. 貧血検査² 7. 肝機能検査³ 8. 血中脂質検査⁴ 9. 血糖検査 10. 尿検査⁵ 11. 心電図検査 <p style="text-align: center;">雇入れ時の健康診断に省略できる項目はありません。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 1,000 ヘルツ及び 4,000 ヘルツの音に係る聴力。 2 血色素量及び赤血球数の検査。 3 GOT、GPT 及びガンマ-GTP の検査。 4 LDL コレステロール、HDL コレステロール及び血清トリグリセライドの量の検査。 5 尿中の糖及び蛋白の有無の検査。
--	---

定期健康診断

常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期に実施します。

健康診断項目は雇入れ時の健康診断の各項目及び喀痰検査です。

検査項目の一部は、医師の判断により省略できます。

省略基準（医師が必要でないとき）

項目	省略することができる者
身長の検査	20歳以上の者
腹囲の検査	<ol style="list-style-type: none"> 1. 40歳未満の者(35歳の者を除く。) 2. 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの 3. BMI(次の算式により算出した値をいう。以下同じ。)が20未満である者 $BMI = \text{体重 (kg)} / \text{身長 (m)}^2$ 4. 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(BMIが22未満である者に限る。)
胸部エックス線検査	<p>40歳未満の者(20歳、25歳、30歳及び35歳の者を除く。)で、次のいずれにも該当しないもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校、病院、社会福祉施設等において業務に従事する者 2. 常時粉じん作業に従事し、じん肺管理区分が管理1の労働者又は常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているものうち、じん肺管理区分が管理2である労働者
<small>かくたん</small> 喀痰検査	<ol style="list-style-type: none"> 1. 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者 2. 胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者 3. 胸部エックス線検査の項の右欄に掲げる者
貧血検査 肝機能検査 血中脂質検査 血糖検査 心電図検査	40歳未満の者(35歳の者を除く。)

定期健康診断における常時使用する労働者とは、次のいずれにも該当する労働者をいいます。

1. 期間の定めのない労働契約により使用される者、契約期間が1年以上の労働契約により使用される者、契約更新により1年以上使用されることが予定されている者及び1年以上引き続き使用されている者。
2. 1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上である者。

なお、上記2の要件に該当しない者であっても、上記1の要件に該当し、1週間の労働時間数が、当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の概ね2分の1以上である者に対しては一般健康診断を実施することが望まれます。

特定業務従事者の健康診断

特定業務に常時従事する労働者に対し、その業務への配置替えの際及び6か月以内ごとに1回、定期に実施します。

健康診断項目は定期健康診断と同じです。

省略基準は「胸部エックス線検査」を除き定期健康診断と同じです。

特定業務

1. 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
2. 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
3. ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
4. 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
5. 異常気圧下における業務
6. さく岩機、びょう打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務
7. 重量物の取扱い等重激な業務
8. ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
9. 坑内における業務
10. 深夜業を含む業務
11. 水銀、ひ素、黄りん、ふっ化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
12. 鉛、水銀、クロム、ひ素、黄りん、ふっ化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを飛散する場所における業務
13. 病原体によって汚染のおそれが著しい業務

海外派遣労働者の健康診断

労働者を6か月以上海外派遣しようとするとき及び6か月以上海外派遣した労働者を国内の業務に就かせるとき、当該労働者に対し実施します。

健康診断項目は定期健康診断の項目及び下記の項目です。

	派遣時	帰国時
検査項目	腹部画像検査 血液中の尿酸の量の検査 B型肝炎ウイルス抗体検査 A B O式及びR h式の血液型検査	腹部画像検査 血液中の尿酸の量の検査 B型肝炎ウイルス抗体検査 糞便塗抹検査

給食従事者の検便

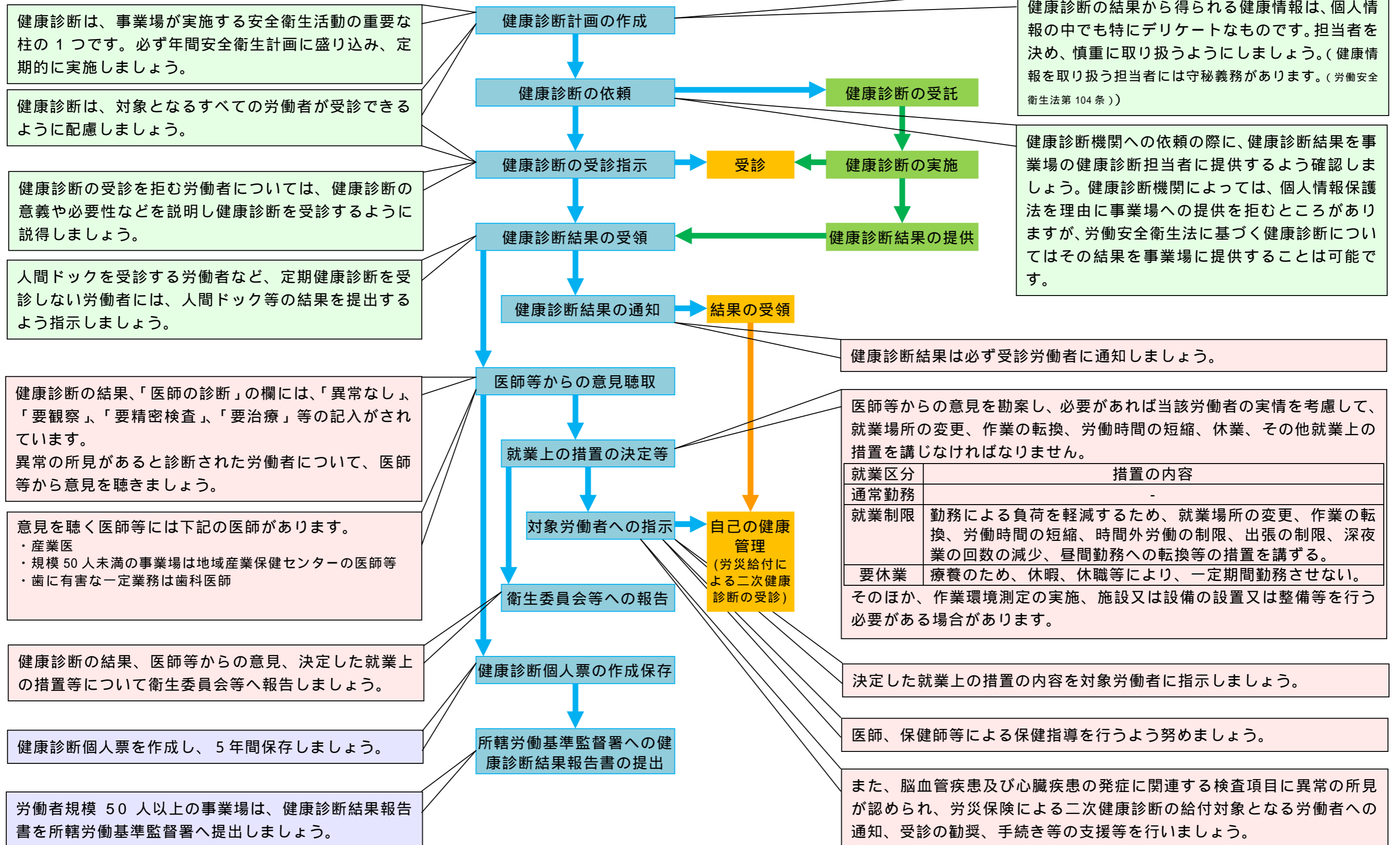
事業に附属する食堂または炊事場における給食の業務に従事する労働者に対し、雇入れの際又は当該業務への配置替えの際に検便による健康診断を実施します。

有害業務従事者等の特殊健康診断

粉じん作業、有機溶剤取扱作業等の有害業務に常時従事する労働者に対し雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び定期に実施します。

定期健康診断 計画から事後措置まで

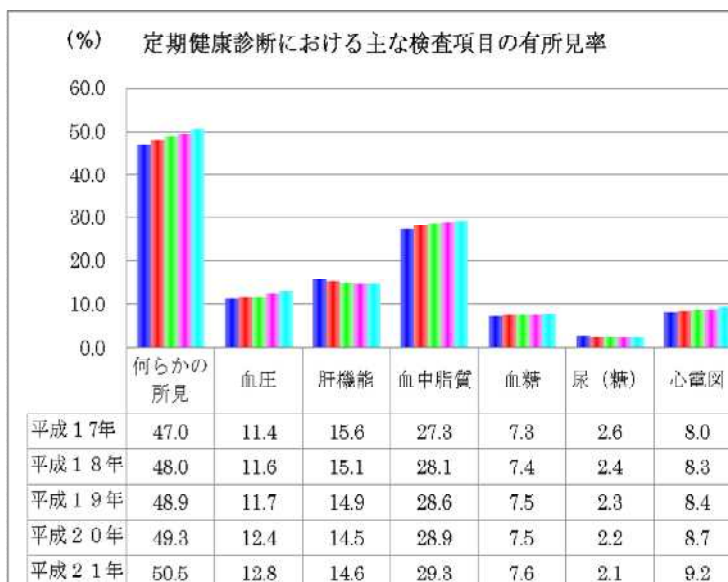
事業者 労働者 健康診断機関



健康診断における有所見率の改善

近年、定期健康診断における有所見率は約50%となり、年々上昇傾向にあります。また、脳・心臓疾患による労災支給決定件数は年間50件前後となっている状況にあります。

このため、労働者の健康の保持増進を図り、さらに脳・心臓疾患の発生を防止する観点からも、定期健康診断項目のうち、脳・心臓疾患関係の主な検査項目である血中脂質検査、血圧の測定、血糖検査、尿中の糖の検査及び心電図検査等における有所見率の改善が促進されることが重要です。



取組事項

定期健康診断における有所見率等の改善のため、次の事項に取り組みましょう。

1. 定期健康診断後の措置の実施

有所見者について、医師の意見を勘案し、作業転換、労働時間の短縮等の就業上の措置を確実に実施する。

2. 定期健康診断の結果の労働者への通知

定期健康診断結果を労働者へ確実に通知する。

3. 定期健康診断の結果に基づく保健指導の実施

有所見者に対して、医師等による食生活等の保健指導を行い、労働者自身も保健指導等を利用して、その健康の保持に努める。

4. 健康教育・健康相談の実施

有所見者に対して、栄養改善、運動等に取り組むよう健康教育、健康相談を行い、労働者自身も健康教育等を利用して、その健康の保持に努める。

自主点検

1. 上記「取組事項」について、適切に実施されているかチェックしましょう。

2. チェックリスト(有所見率改善のための自主点検票)は、最寄りの労働基準監督署(支署)で入手できます。

3. 上記3、4の保健指導・健康教育・健康相談については、有所見者だけでなく、過去の健康診断の結果から有所見になるおそれのある者に対しても対象にしましょう。

4. チェックした結果は、衛生委員会等に報告しましょう。

健康診断 Q&A

健康診断の費用

Q 1 今まで、健康診断の費用は全額会社が出していましたが、健康管理は労働者本人の自覚が必要であることと、会社の経営が苦しくなっていることから、費用の半分を労働者負担にしたいと考えています。

A 1 健康診断の費用については、「法で事業者健康診断の実施の義務を課している以上、当然、事業者が負担すべきものであること。」とされています。

どんな理由があるにしても、事業者が行う健康診断の費用を労働者に負担させることはできません。

長期休業者の健康診断

Q 2 産休で休業している労働者がいます。定期健康診断の時期が来たのですが、定期健康診断を受診させなければなりませんか。

A 2 定期健康診断を受診させなくとも差し支えありません。

事業者は、定期健康診断を実施すべき時期に、労働者が、育児休業、療養等により休業中の場合には、定期健康診断を実施しなくても差し支えありません。ただし、休業終了後、速やかに当該労働者に対し、定期健康診断を実施しなければなりません。

個人情報保護法と健康診断

Q 3 健康診断を委託した医療機関から、個人情報保護法を理由に健康診断結果が送られてこないの、労働者への通知や健康診断結果による事後措置ができません。

A 3 個人情報保護法では、「個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。」とされています。

厚生労働省は、個人情報保護法に関連し、平成 16 年 12 月 24 日に「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を発出し、健康診断を始めとする健康情報の取扱いについて示しました。ガイドラインでは、「労働安全衛生法第 66 条により事業者が行う健康診断の結果を事業者に提供することについて、本人の同意が得られていると考えられる。」と示されています。

ガイドラインを正しく理解し健康診断の結果を提供するよう促していただくか、ガイドラインを正しく理解している健康診断機関に健康診断を依頼するようにしましょう。

雇入時健康診断直後の定期健康診断

Q 4 当社は、5月に定期健康診断を実施しています。4月に雇入時健康診断を実施した労働者に定期健康診断を受診させなければならないでしょうか。

A 4 定期健康診断を受診させなくとも差し支えありません。

雇入時健康診断を実施した日から1年間は、雇入時健康診断の際に受診した項目に相当する項目については省略することができます。

このリーフレットまたは健康診断についてのお問い合わせは、
最寄りの労働基準監督署又は
東京労働局健康課（ 03 - 3512 - 1616 ）
までお寄せください。